

令和3年度 兵庫県会計年度任用職員（看護補助嘱託員） 採用選考案内（区分：技労B看1）

看護補助業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 採用予定人員に達するまで
- ・試験日 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ・任用期間 採用日～令和4年3月31日
- ・勤務場所 兵庫県立こども病院

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
看護補助嘱託員	1名	外来における 看護師の補助業務	週29時間 (週4日勤務)
		病棟における 看護師の補助業務	週29時間 (シフト制 週4日勤務)

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- (1) 令和3年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県立こども病院に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時
応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡
- (3) 場所
兵庫県立こども病院
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7 TEL:078-945-7000

4 申込先及び申込方法

下記まで郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県立こども病院総務課

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7

封筒表に「看護補助応募」と記入してください

※ 所定の応募書類は当院ホームページからダウンロードできます。

5 合格発表

書類選考および面接試験後、7日以内に電話連絡にて通知します。

6 採用予定時期

採用日は、合格発表に併せて連絡する予定です。

7 任用期間

採用日～令和4年3月31日です。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

(1) 給料月額(地域手当を含む)

月額円 127,888円～142,767円(昇級あり:ただし上限あり)

※ 給料月額の算定は、職歴により個別に決定します。なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 超過勤務手当、夜勤手当、特殊勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

(3) 期末手当

年間計 2.55月(6月期 1.275月、12月期 1.275月 在職期間に応じた割り落としあり)

※ 基準日(6/1, 12/1)に在職していること

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

(4) 通勤手当

正規職員に準じて支給します。(支給限度額の設定あり)

(5) 勤務時間

外来:週29時間(週4日勤務) 8:30～16:45(休憩60分) ※シフト制 土日祝日休み

病棟:週29時間(週4日勤務 シフト制) 11:30～19:45(休憩60分)

(6) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。